

平成 21 年 10 月 13 日

組 合 員 各 位

宮崎管工事協同組合
理 事 長 蒼森照之
工事委員長 井上和明

給水装置及び排水設備工事等に関する担当者会議について（報告）

秋涼の候、貴社におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび標記について 10 月 6 日(火)に宮崎市上下水道局給排水設備課と会議を行いましたので報告いたします。

議題につきましては、組合員の皆様からお寄せいただいた「給水装置工事及び排水設備工事等に関する意見書」を基に行いました。

また、これ以外にも相互の意見交換を行いました。が、「私達組合員が理解・反省しなければならないな」と思うことも多々ありました。

お互いの業務がより円滑に遂行されるためには、相互の信頼関係を醸成させることや判断し難い問題などは積極的に相談をすることなどの必要性も感じました。

今後とも、「宮崎市水道事業給水条例」「宮崎市下水道条例」等、関係法規を順守していただくとともに、今回の「報告書」を参考に業務を円滑に遂行されるようお願いいたします。

なお、別紙「報告書」は、宮崎市上下水道局給排水設備課にて作成されたものです。

以上

文書取扱
宮崎管工事協同組合
事業部長 川崎 守

平成 21 年 10 月 7 日

平成 21 年度意見交換会報告書

平成 21 年度の給排水設備課・宮崎管工事協同組合の意見交換会を下記のとおり開催しました。報告いたします。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 開催場所 | 上下水道局 101 会議室 |
| 2. 開催期日 | 平成 21 年 10 月 6 日 (火) 13:30~ |
| 3. 意見交換方法 | 宮崎管工事協同組合からの平成 21 年度給排水設備工事に関する担当者会議 (意見書) を基に意見交換 |
| 4. 意見交換内容 | 下記のとおり |
| 5. 出席者 | 給排水設備課 鈴木課長 (挨拶)、井上補佐、土公主幹
吉永副主幹兼係長、中川副主幹
宮崎管工事組合 井上理事 (工事委員長)、山口理事 (資材委員長)
上別府理事、川崎事業部長 |

1 給水装置工事に関すること

① メーカー記入は必要なのでしょうか。

(給排水) 材料、器具の認証登録を確認するため、記入をお願いします。

② 敷地を A 地・B 地に分筆し、既設メーターの位置が B 地側にある。

A 地側に立替新築する場合、既設メーターを使用する場合の方法について統一見解をお願いします。A 地・B 地は同一所有者で B 地に子供さんが新築中。

(給排水) 敷地を A 地と既設メーターがある B 地に分割する場合、通常 A 地の工事は新設工事の取り扱いとなり、給水負担金及び手数料をお願いします。また、B 地は改造工事の取り扱いとなり、給水負担金免除で手数料をお願いします。ただし、敷地を分割するわけですから、これが逆の取り扱いでもかまいません。A 地、B 地共に同一所有者とのことですが、所有者が父親の場合、工事中的子供さんが父親に土地使用同意をもらうこととなります。引き込給水管は支管分岐同意を父親にもらうか、又は新たに引き込むこととなります。敷地分割等の場合、既設給水管及び既得権の取り扱いについて、土地所有権の移動、土地使用同意等が必要な各種のケースが予想されます。受付審査担当の職員に申請者の意向を説明していただければ良いと考えます。

(管工事) こういうケースの仕事を担当したが、メーターを A 地と B 地に別々に設置した方がよいと土地所有者に説明したが、土地所有者が上下水道局に相談したところ

土地使用同意があれば1敷地に設置することもできると返答したことから、当方が土地所有者からどうなっているのかと指摘を受けた。

(管工事) 今後の対応を検討願いたいと思います。

(給排水) 見解としては、土地使用同意があればA地とB地どちらの土地にも設置はできます。給排水設備課と工事事業者の間で十分に連絡を取り同様な件に対応したい。

③ 旧3町の調査を上下水道局で行うが、それでも分からない場合は、「各営業所に聞くように」と言われるが、営業所に聞いても「分からない」と言われることが有るので図面の管理体制を行ってほしい。

(給排水) 給水台帳や配水管布設図等の情報更新を適時に行い、事業者の皆さんの調査に対応したいと考えます。図面管理体制については、現在、水道整備課でマッピングシステムを構築中です。完成後は局での情報一元管理が出来るようになると予想しますが、それまでは図面の最新情報は営業所で聞いてもらうと良いと考えます。旧3町のデータは合併時に紙データ及び電子データとして収容してファイリングしていますが、不明な分もありました。

(給排水) 不明な分の情報については営業所に詳しい職員がいるので、聞いてもらいたいと考えます。

④ 給水の申請書に給湯の配管図を記入しない方が給水の配管図が見やすいと思いますが必要でしょうか。現在、清武・国富・綾・新富・高鍋町では給水の申請書に給湯配管図は記入しておりません。

(給排水) 給湯配管記入は給水配管との関係を明示するため、記入をお願いします。

なお、図面の見易さは集合住宅等の場合を除き、一般住宅等では現在のスケールで十分だと考えます。必要な場合は詳細図の作図をお願いします。

⑤ 申請の際に、お客様から名前の記入や捺印してもらっているので完了届けでは日付のみでは駄目でしょうか。押印してもらう時、日数が掛かる時が多いものですから。

(給排水) 申請場所への現場立入が必要ですので、その同意としての検査欄の捺印もお願いします。

(管工事) 申請者が県外の遠隔地の場合は日数が掛かる、また建設会社とは連絡が取れるが、申請者とはなかなか連絡がつかない。

(給排水) 立入許可をもらう意味で、時間がかかるけどもお願いしたい

⑥ 建物と境界の離れの寸法記入は必要でしょうか。

(給排水) 敷地内で建物の位置を示す必要な時は記入をお願いします。

(管工事) 敷地の輪郭が分かりにくい場合がある。

(給排水) 給水台帳の情報として必要な場合に記入すれば良いと考えます。

- ⑦ 「公道工事立会い申込み」時に局が工事当日に立会可能な予定の時間帯を決めてもらいたい。

(給排水) 現在は立会予定時間を事業者の皆さんから聞いているのが実情です。

その方が現場の施工管理を計画できて良いと考えます。

- ⑧ 完成検査は、現地合流にしてもらえないでしょうか。

(給排水) 現地合流にしたいと考えます。検査予約、検査時間、書類の確認等詳細なことについては、後日協議・連絡したいと考えます。

2 排水設備工事に関すること

- ① 柵の深さは外構時に変わるので、完成時の寸法（深さ）は無記入では駄目でしょうか。

(給排水) 排水設備工事は、外構が終わって柵の深さ等が確定し初めて完成となります。しかし、何らかの都合で外構完了まで日数が掛かる場合には、外構工事時に柵の高さ等の調整を行う誓約書を施主と指定店の連名で完了届と一緒に提出していただき、排水設備の完成検査を行っております。そのため、柵の深さの記入は、現時点での高さの記入を従来どおりお願いいたします。

- ② 申請の際に、お客様から名前の記入や捺印してもらっているので完了届けは日付けのみでは駄目でしょうか。捺印してもらう時、日数が掛かる時が多いものですから。

(給排水) 排水設備等新設等計画確認申請書の中に一緒に書いてありますが、元々別々の書類です。また、排水設備申請書及び完了届は施主に代わって指定店が行っているものです。後々のトラブル防止のためにも、施主の方にその都度、丁寧な説明を行い署名、捺印していただき提出していただくようお願いいたします。なお、排水設備完了届と同時に、下水道使用開始届、浄化槽を廃止した場合には浄化槽廃止届を提出していただきますが、両届にも施主の方の署名・捺印が必要となります。

- ③ 完成検査の希望日を完成届け提出時に伝えたにも関わらず、全く違う日に検査を入れられると建物の引渡し等の関係から困ることがあります。

事前に連絡していただくことはできないのでしょうか。

(給排水) 可能な限り要望には応えられるよう努力をしておりますが、限られた人数、日数で対応しなければならないため、要望に応えられない場合もあり、皆様方に

はご迷惑をお掛けいたします。検査の組み方は、月曜日までに受けた完了届を、火曜日に検査日程を組み次週に検査を行います。そのため、遅くとも水曜日の午前中には Fax でお知らせしております。

④ 完成届けから検査までの期間を短くしてもらえないでしょうか。

(給排水) 検査日程の組み方を理解していただき、完了届を提出していただくようお願いいたします。

また、完了届の提出が難しい場合には、工事完了前検査願いで受け付けも行っております。

現在の体制で完成届けのたびに検査をする場合、検査ルートがばらばらになり、その結果、かえって検査までの時間が長くなります。したがって現在の方法がベストだと思っています。

3 その他

①過去の質問で採り上げられたような気もしますが、インターネット回線を利用した申請、もしくは無料映像電話（例；スカイプ）等による申請の可能性は無いのでしょうか。

(給排水) 現在のところ考えておりません。

(管工事) 遠隔地の事業者の場合、上下水道局に出てくるのが大変な状況です。

今後の検討を願いたい。

(給排水) インターネット回線等を利用した情報交換は今後の課題だと考えます。